

## 「新規制基準」施行に伴う原発再稼働申請に抗議する声明

- 1 今月8日、原発の「新規制基準」が施行され、北海道、関西、四国、九州電力が、原子力規制委員会に対し、5原発10基（北海道電力泊1～3号機、関西電力大飯3、4号機、同高浜3、4号機、四国電力伊方3号機、九州電力川内1、2号機）の再稼働を申請した。
- 2 「新規制基準」は、炉心溶融を伴うような重大事故への対策を義務付けているが、東京電力福島原発事故（以下、「福島原発事故」）の収束も原因解明もできていないのであって、その実効性には大きな疑問がある。福島原発事故で深刻な問題となっている放射能汚染水や、原発の稼働によって生ずる高レベル放射性廃棄物の処理といった重大問題を度外視した上、「第二制御室」の設置や加圧水型軽水炉の「フィルター付きベント」設置についても5年の猶予を設けるなど、先に「再稼働ありき」の基準といわざるをえない。

このように極めて不十分な基準であるにもかかわらず、原子力規制委員会及び政府は期限（本年7月18日）を前倒しして施行するとともに、電力会社は基準が施行されるやいなや原発再稼働を次々と申請しており、多くの国民の生命、身体、生活の安全をまったく無視している。
- 3 そもそも、福島原発事故によって、今も少なくとも15万人もの人々が過酷な避難生活を強いられ、無数の人々が放射能汚染による被害に苦しめられている。増え続ける放射能汚染水が行き場を失いつつあり、高線量に阻まれ事故原因の解明も進んでいない。こうした未曾有の危機的状況が続いているにもかかわらず、国内各地にある原発を再稼働しようとすることはあまりに無責任である。
- 4 原発に絶対の安全性は存在せず、いったん重大事故を起こせば取り返しのつかない被害をもたらす以上、原発災害を二度と繰り返さないためには、一日も早く脱原発を実現しなければならない。それに真っ向から反する原発再稼働の申請に対し、自由法曹団は強く抗議し、4電力会社に対して同申請の速やかな撤回を求めるとともに、政府及び原子力規制委員会に対して「新規制基準」を抜本的に改めて国内の全原発を安全かつ確実に廃炉するための基準とすることを求める。

2013年7月9日

自由法曹団

団長 篠原 義仁